

## 鳥獣管理推進事業

【目的】 平成 27 年 5 月 29 日に法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められ施行され、本県が定める第二種特定鳥獣管理計画は、新たな法の目的に応じた計画を策定し、被害の軽減と種の保存のバランスの取れた対策を推進するとともに、森林生態系にも影響を及ぼす野生鳥獣に関する調査を継続しながら、生息状況の把握に努める。

### 野生鳥獣に関する調査の内容

#### 1 ツキノワグマ生息状況調査

豊かな森林環境の象徴であるツキノワグマは、近年大量に出没し、農作物の食害やスギの皮剥ぎなどの農林業被害や人身事故等を引き起こすため、その管理を行うための基礎資料となる生息調査を行う。

##### (1) 春季捕獲時の目視調査

・残雪期にクマの生息域に入り、クマを追出し、目視によりクマを数え、生息密度を算定し、ツキノワグマの個体数推定を行う。委託先：(一社)山形県猟友会

##### (2) カメラトラップ調査【拡充】

・狩猟者の減少により、目視調査をやれなくなってきた地域について、カメラトラップ調査により、生息数を把握する。また、今後の生息状況調査手法の検討も併せて行う。(環境科学研究センター直営)  
**(調査対象山系を 1 山系から 2 山系に拡大)**



カメラトラップ調査状況

#### 2 里山に出没する大型野生鳥獣生息動向調査

・農作物被害を及ぼしているニホンザル等大型野生鳥獣について、自動観測カメラやアンケートによる生息動向調査  
委託先：山形大学農学部

#### 3 野生鳥獣等目撃情報収集調査

・県内に生息域を広げるニホンジカやイノシシの目撃情報を収集(各総合支庁環境課)